

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
2月17日
(火曜日)

目次

- 告示
救急病院の認定（医療政策課）……………
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅（水産振興課）……………
- 道路の区域の変更（道路整備課）……………
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（二件）（建築指導課）……………
- 公告
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区東割石換地区）の換地処分（農村整備課）……………
- 選管告示
選挙人名簿選挙時登録の基準日……………



山口県告示第七十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和八年二月十七日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

社会医療法人いち樹会 宇部市寿町二丁目三番二八号 令和一一、二、二八
尾中病院

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第七十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（令和四年山口県告示第十七号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和八年一月三十一日限り消滅した。

令和八年二月十七日

由宇加入区

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年二月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路 線 名 防府環状線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
防府市大字牟礼字上所屋五七五地先 から 同市 同大字字友次五〇七の一地先 まで	最狭 二九・二	最狭 一八・〇			
	最広 二九・二	最狭 一八・〇			

山口県告示第七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、県東部地域県立武道館（仮称）機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」と

いう。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県東部地域県立武道館(仮称)機械設備工事
- (一) 工事場所 岩国市牛野谷町一丁目及び川西四丁目地内
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 二階建	構 造	延 べ 面 積
		九、九〇七・八一平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十分以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和八年二月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の管工事の数値が八百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和八年二月二十七日から同年三月四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年三月十九日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。

山口県告示第八十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立下関西高等学校特別教室等機械設備工事業の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和八年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立下関西高等学校特別教室等機械設備工事
- (一) 工事場所 下関市後田町四丁目九八番一
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 五階建	構 造	延 べ 面 積
		四、四八〇・七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和八年二月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和八年三月六日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年三月十九日までに経営規模等入札参加資格

適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三八三〇）にすること。



(四五) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区東割石換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区東割石換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和八年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和八年一月二十七日

二 換地処分の内容

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区東割石換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり



山口県選挙管理委員会告示第三十八号

山口県議会柳井市選挙区選出議員補欠選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和八年二月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

選挙時登録の基準日 令和八年二月二十六日

令和八年二月十七日
発行

発行人

山口県知事